

平成26年1月14日
財 務 大 臣
((財務省)大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局、施設等機関、財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務するもののうち、大臣が任命権を有し、平成26年4月11日時点で「54歳から59歳まで」のもの。

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成26年4月11日までに定年に達する職員

(4) 平成26年1月20日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年1月20日から平成26年4月3日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

20名程度

3. 募集の期間（約2か月間）

平成26年1月20日（月）午前10時から

平成26年4月3日（木）午後5時まで

※1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集の期間を設定することとする。

※2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付メールアドレスまで電子メールにて提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから60日以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(午後5時45分)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.受付メールアドレスまで電子メールにて提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年2月1日(土)から平成26年4月11日(金)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付メールアドレス及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : 

(2) 相談先

① 現所属先の人事担当者

② 財務省大臣官房秘書課企画係

電話 : 

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 26 日
財 務 大 臣
(財務省)大臣官房秘書課

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局及び施設等機関に勤務するもののうち、大臣が任命権を有するものであつて、平成 26 年 8 月 29 日時点で「54 歳から 59 歳まで」のもの。

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成 26 年 8 月 29 日までに定年に達する職員

(4) 平成 26 年 6 月 2 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 8 月 15 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

30 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 26 年 6 月 2 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

※ 1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集の期間を設定することとする。

※ 2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約2か月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(午後5時45分)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年8月29日(金)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : ██████████

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 ██████████

電話 : ██████████

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により伝達するこ

と。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 26 日
財 務 大 臣
(財務省大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務するもののうち、大臣が任命権を有するものであつて、平成 26 年 7 月 1 日時点で「54 歳から 59 歳まで」のもの。

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員

(4) 平成 26 年 6 月 2 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 7 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

70 名程度

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 26 年 6 月 2 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで

※ 1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集の期間を設定することとする。

※ 2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約1か月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(午後5時45分)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月2日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : 

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 

電話 : 

(3) 相談先

① 上記受付先担当者

② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により伝達するこ

と。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成 27 年 1 月 13 日
財 務 大 臣
((財務省) 大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

本省内部部局、施設等機関、財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務する者のうち、大臣が任命権を有し、平成 27 年 4 月 10 日時点で「満 54 歳以上」の者

※ 退手法の規定により、次の（1）から（4）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（3）平成 27 年 4 月 10 日までに定年に達する者

（4）平成 27 年 1 月 19 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 1 月 19 日から平成 27 年 4 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

20 名程度

3. 募集の期間（約 2 か月間）

平成 27 年 1 月 19 日（月）午前 10 時から平成 27 年 4 月 2 日（木）午後 5 時まで

※ 1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集の期間を設定することとする。

※ 2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにより周知する。

4. 募集方法

前記 1 の募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、前記3の募集の期間内に、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約2か月以内に交付する予定

※2 不認定となる場合は以下のとおり

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二)に必要な事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(午後5時45分)までに、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年2月1日(日)から平成27年4月10日(金)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : ██████████

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画係 ██████████

電話 : ██████████

(3) 相談先

- ① 上記受付先担当者
- ② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し

出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ② 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。

平成 26 年 5 月 19 日
北海道財務局長
財務総合政策研究所北海道研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

北海道財務局、財務総合政策研究所北海道研修支所に勤務するもののうち、平成 26 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 26 年 5 月 26 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 7 月 1 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間(約 1 か月間)

平成 26 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時から

平成 26 年 7 月 1 日(火) 午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス 【以下を参考に、各局にて適当なアドレスを設定する】

E-MAIL: 早期退職(北海財) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(2) 受付（相談）先

人事課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 19 日
東北財務局長
財務総合政策研究所東北研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

東北財務局、財務総合政策研究所東北研修支所に勤務するもののうち、平成 26 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 26 年 5 月 26 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 7 月 1 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名

3. 募集の期間(約 1 か月間)

平成 26 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時から

平成 26 年 7 月 1 日(火) 午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

- (1) 受付メールアドレス 【以下を参考に、各局にて適当なアドレスを設定する】
E-MAIL: 早期退職(東北財) XXXXXXXXXX

(2) 受付(相談)先
人事課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2)の相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 19 日
関 東 財 務 局 長
財務総合政策研究所関東研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

関東財務局、財務総合政策研究所関東研修支所に勤務するもののうち、平成 26 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 26 年 5 月 26 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 7 月 1 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

5 名程度

3. 募集の期間(約 1 か月間)

平成 26 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時から

平成 26 年 7 月 1 日(火) 午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(関東財)

(2) 相談先

人事課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 19 日
北 陸 財 務 局 長
財務総合政策研究所北陸研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

北陸財務局、財務総合政策研究所北陸研修支所に勤務する職員のうち、平成 26 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」の職員で、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 26 年 5 月 26 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 7 月 1 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

3 名 (先着順)

3. 募集の期間(約 1 か月間)

平成 26 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時から

平成 26 年 7 月 1 日(火) 午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成 26 年 5 月 19 日
東海財務局長
財務総合政策研究所東海研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

- ※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※ 2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

東海財務局、財務総合政策研究所東海研修支所に勤務するもののうち、平成 26 年 7 月 1 日時点で「55 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5 級以上の適用を受ける職員

- ※ 1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※ 2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成 26 年 7 月 1 日までに定年に達する職員
 - (4) 平成 26 年 5 月 26 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 7 月 1 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間

平成 26 年 5 月 26 日(月) 午前 10 時から
平成 26 年 7 月 1 日(火) 午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(東海財)

(2) 受付（相談）先

人事課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成26年5月19日
近畿財務局長
財務総合政策研究所近畿研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

近畿財務局、財務総合政策研究所近畿研修支所に勤務するもののうち、平成26年7月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年5月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年5月26日から平成26年7月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成26年5月26日(月)午前10時から

平成26年7月1日(火)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

(2) 受付（相談）先

人事課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

中国財務局、財務総合政策研究所中国研修支所に勤務するもののうち、平成26年7月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年5月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年5月26日から平成26年7月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成26年5月26日(月)午前10時から

平成26年7月1日(火)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手續等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

人事課

(2) 受付（相談）先

人事課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成26年5月19日
四国財務局長
財務総合政策研究所四国研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

四国財務局、財務総合政策研究所四国研修支所に勤務するもののうち、平成26年7月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年5月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年5月26日から平成26年7月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成26年5月26日(月)午前10時から

平成26年7月1日(火)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

(2) 受付（相談）先

総務課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成26年5月19日
九州財務局長
財務総合政策研究所南九州研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略2～10 略

1. 募集の対象となる職員

九州財務局、財務総合政策研究所南九州研修支所に勤務するもののうち、平成26年7月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年5月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年5月26日から平成26年7月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成26年5月26日(月)午前10時から

平成26年7月1日(火)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員

に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス 【以下を参考に、各局にて適当なアドレスを設定する】

E-MAIL: 早期退職(九州財)

(2) 受付（相談）先

総務課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成26年5月19日
福岡財務支局長
財務総合政策研究所北九州研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

福岡財務支局、財務総合政策研究所北九州研修支所に勤務するもののうち、平成26年7月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年5月26日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年5月26日から平成26年7月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成26年5月26日(月)午前10時から

平成26年7月1日(火)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成26年6月9日(月)から平成26年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

- (1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 「早期退職(福岡財)」の名前で登録しています。

(アドレス) 

(2) 受付（相談）先

総務課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
北海道財務局長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

北海道財務局、財務総合政策研究所北海道研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月2日（月）午前10時から
平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(北海財) XXXXXXXXXX

(2) 受付(相談)先

人事課 XXXXXXXXXX

電話: XXXXXXXXXX

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
東北財務局長
財務総合政策研究所東北研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

東北財務局、財務総合政策研究所東北研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。

※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成27年2月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名

3. 募集の期間(約1か月間)

平成27年2月2日(月)午前10時から

平成27年2月27日(金)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス 【以下を参考に、各局にて適当なアドレスを設定する】

E-MAIL: 早期退職(東北財) XXXXXXXXXX

(2) 受付(相談)先
人事課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
関東財務局長
財務総合政策研究所関東研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

関東財務局、財務総合政策研究所関東研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

5名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月2日（月）午前10時から
平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(関東財)

(2) 受付(相談)先
人事課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
北陸財務局長
財務総合政策研究所北陸研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

北陸財務局、財務総合政策研究所北陸研修支所に勤務する職員のうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」の職員で、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。

※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成27年2月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度(先着順)

3. 募集の期間(約1か月間)

平成27年2月2日(月)午前10時から

平成27年2月27日(金)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

- ※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

- (1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(北陸財) [REDACTED]

- (2) 受付(相談)先

総務課人事係 [REDACTED]

電話: [REDACTED]

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
東海財務局長
財務総合政策研究所東海研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

東海財務局、財務総合政策研究所東海研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成27年2月2日(月)午前10時から
平成27年2月27日(金)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(東海財) XXXXXXXXXX

(2) 受付(相談)先

人事課

電話:

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
近畿財務局長
財務総合政策研究所近畿研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略
 - 2～10 略

1. 募集の対象となる職員

近畿財務局、財務総合政策研究所近畿研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の行政職俸給表（一）5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月2日（月）午前10時から
平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 人事課(早期退職関係)(近財) XXXXXXXXXX

(2) 受付（相談）先

総務部人事課

内線：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
中国財務局長
財務総合政策研究所中国研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

中国財務局、財務総合政策研究所中国研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成27年2月2日(月)午前10時から
平成27年2月27日(金)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

人事課

(2) 受付（相談）先

人事課

電話：

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5. (1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである（制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること）。

平成27年1月16日
四国財務局長
財務総合政策研究所四国研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

四国財務局、財務総合政策研究所四国研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。

※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年2月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間(約1か月間)

平成27年2月2日(月)午前10時から
平成27年2月27日(金)午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(四国財) XXXXXXXXXX

(2) 受付(相談)先

総務課

電話:

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
九州財務局長
財務総合政策研究所南九州研修支所長

早期退職に係る募集実施要項（案）

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略
 - 2～10 略

1. 募集の対象となる職員

九州財務局、財務総合政策研究所南九州研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月2日（月）午前10時から
平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 早期退職(九州財) XXXXXXXXXX

(2) 受付（相談）先
総務部総務課

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成27年1月16日
福岡財務支局長
財務総合政策研究所北九州研修支所長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
- ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略

1. 募集の対象となる職員

福岡財務支局、財務総合政策研究所北九州研修支所に勤務するもののうち、平成27年3月31日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

○ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員

- ※1 指定官職の職員については本募集ではなく、別途、財務本省において実施する早期退職募集の対象となる。
- ※2 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月2日（月）午前10時から
平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

フォーラムに掲載。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)(午後5時)までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成27年3月24日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL: 「早期退職(福岡財)」の名前で登録しています。

(アドレス) XXXXXXXXXX

(2) 受付（相談）先
総務課人事係 XXXXXXXXXX

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記
5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

ただし、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠は極めて限られていることから、希望しても必ずしも支援対象者とはならないことに留意すること。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度については別紙4参照。詳細については、7. (2) の相談先担当者へ照会すること)。

平成26年6月2日
東京税関長
横浜税関長
神戸税関長
大阪税関長
名古屋税関長
門司税関長
長崎税関長
函館税関長
沖縄地区税関長
(各税関、沖縄地区税関人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

- ※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。
 - ※2 退手法(抄)
 - 第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 略
- 2～10 略

1. 募集の対象となる職員

税関及び沖縄地区税関に勤務するもののうち、税関長又は地区税関長が任命権を有し、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の行政職俸給表(一)7級の適用を受ける職員で、平成26年7月1日時点で「54歳から59歳まで」のもの。

- ※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 平成26年7月1日までに定年に達する職員
 - (4) 平成26年6月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月2日から平成26年6月24日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

10名程度

3. 募集の期間(約3週間)

平成 26 年 6 月 2 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 6 月 24 日（火）午後 5 時まで

※1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集の期間を設定することとする。

※2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※1) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の応募しようとする職員の勤務する税関又は地区税関の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式省令」という。)第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから 21 日以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

① この募集実施要項に適合しない場合。

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日(午後 4 時 30 分)までに、別紙 3 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第 1 条第 2 項別記様式第二。)を後記 7. の勤務する税関又は地区税関の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

平成 26 年 6 月 9 日（月）から平成 26 年 7 月 1 日（火）まで

※1 上記 5(2)※2 の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

勤務する税関又は地区税関の受付メールアドレスは別添を参照すること。

(2) 受付先(相談先)

勤務する税関又は地区税関の受付先(相談先)は別添を参照すること。

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記.

5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成26年5月8日
国 税 庁 長 官
(長官官房人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。

本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、国税不服審判所（国税不服審判所支部を含む。）、税務大学校（税務大学校地方研修所及び税務大学校沖縄研修支所を含む。）に勤務するもののうち、平成26年4月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

①一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)又は税務職俸給表の9級以上の適用を受ける職員

②給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員

③給与法の専門スタッフ職俸給表3級の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成26年7月10日までに定年に達する職員

(4) 平成26年5月12日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年5月12日から平成26年6月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

5名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成26年5月12日（月）午前10時から

平成26年6月13日（金）午後5時まで

※1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集

の期間を設定することとする。

※2 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.の受付先まで電子メール又持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令(平成25年総務省令第58号。以下「様式省令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから1ヶ月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式省令第1条第2項別記様式第二。)を後記7.受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期日

平成26年7月10日(木)

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : [REDACTED]

(2) 受付先(相談先)

国税庁長官官房人事課任用第1・2係 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]
[REDACTED]

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記。

5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成27年2月16日
国 税 庁 長 官
(長官官房人事課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。

本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、国税不服審判所（国税不服審判所支部を含む。）、税務大学校（税務大学校地方研修所及び税務大学校沖縄研修支所を含む。）に勤務するもののうち、平成26年4月1日時点で「55歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

①一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の行政職俸給表（一）又は税務職俸給表の9級以上の適用を受ける職員

②給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員

③給与法の専門スタッフ職俸給表3級の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成27年2月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月16日から平成27年3月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

平成27年2月16日（月）午前10時から

平成27年3月13日（金）午後5時まで

※1 応募を行おうとする職員がその検討に時間を要する場合等を考慮し、上記募集

5(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

平成26年11月6日
独立行政法人造幣局理事長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行います。

1. 募集の対象

独立行政法人造幣局に勤務する職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、平成27年3月31日現在で年齢45歳以上（医師にあつては50歳以上）のもの。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する職員は、応募できません。

（1）非常勤職員

（2）平成26年度定年退職者

（3）平成26年11月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月13日から平成26年12月12日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

（1）一般職、研究職、工芸職、医療職及び医療看護職職員 4名

（2）技能職職員 8名

3. 募集の期間（約1か月間）

平成26年11月13日（木）午前9時から

平成26年12月12日（金）午後4時30分まで

※ 応募受付人数の上限（上記2.（1）にあつては4名、（2）にあつては8名）に達した時点で、上限に達した方の募集の期間は満了するものとします。その場合は、直ちにその旨周知します。

4. 退職すべき期間

平成27年2月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知します。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあります。

配布者：募集対象者

開 示

平成26年11月20日
独立行政法人国立印刷局理事長
(2014年度末)

平成26年度早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、平成27年3月31日現在で満50歳以上の常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができません。

- (1) 非常勤職員及び再任用職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月25日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月25日から平成27年1月6日までの間（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

2 退職すべき期日

平成27年3月31日

※ 認定後に生じた事由により退職すべき期日に退職されると公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあります。

3 募集人数

30名

4 募集の期間

平成26年11月25日（火）午前9時00分から

平成27年 1月 6日（火）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知します。

5 応募又は応募の取下げ

- (1) 応募をする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、6の提出先宛てに提出（持参、電子メール又は郵送）してください。
- (2) 応募申請書の提出後に応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」に必要事項を記入の上、応募申請書と同様の方法により提出してください。

6 応募申請書の提出先（本件に関する相談先）

- (1) 総合受付窓口

〒105-8445 東京都港区虎ノ門2-2-5

独立行政法人国立印刷局人事労務部人事給与グループ

（受付担当）

電話： （直通）

E-Mail：

※ 職場からメールで提出する場合は、TeamWAREにより、受付担当宛てに送信してください。

- (2) 機関担当受付窓口

所属する機関（研究所及び工場をいう。以下同じ。）の人事担当部門

※ 総合受付窓口では全ての応募等を受け付けますが、機関の所属職員は、自機関担当受付窓口（人事担当部門）に応募又は相談願います。

7 認定又は不認定について

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を行います。
 - イ 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
 - ロ 応募者が、応募をした後に懲戒処分を受けた場合
 - ハ 応募者が、懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な

理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

ニ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

(2) (1)イから同ニまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数の30名を超える場合には、応募者の年齢（生年月日）の若い順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とします。

(3) 認定又は不認定の通知

認定又は不認定（結果）の通知は、平成27年1月16日（金）までに、応募者に対して書面（認定通知書又は不認定通知書）の交付をもって行います。

配布者：募集対象者

開示

平成27年3月2日
独立行政法人国立印刷局理事長
(2014年度末)

平成26年度早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、平成27年3月31日現在で年齢が満50歳以上の常勤職員であって、以下に示す条件を満たす職員。
イ 独立行政法人国立印刷局職員給与規則（平成15年規則第11号）別表2に掲げる指定職群俸給表1等級以上の適用を受け、職務が本局の部長又は業務運営機関の長に該当する職員。

ロ 「イ」に該当する職員のうち、退職すべき期日において、本局の部長又は業務運営機関の長としての在任期間が3年以上で、かつ定年退職日までの期間が3年以上である職員。

※ ただし、次のいずれかに該当する職員は、応募することができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年3月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月2日から平成27年3月16日までの間（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

2 退職すべき期日

平成27年3月31日

※ 認定後に生じた事由により退職すべき期日に退職されると公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあります。

3 募集人数

若干名

4 募集の期間

平成27年 3月 2日（月）午前9時00分から

平成27年 3月16日（月）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知します。

5 応募又は応募の取下げ

- (1) 応募をする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、6の提出先宛てに提出（持参、電子メール又は郵送）してください。
- (2) 応募申請書の提出後に応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」に必要事項を記入の上、応募申請書と同様の方法により提出してください。

6 応募申請書の提出先（本件に関する相談先）

総合受付窓口

〒105-8445 東京都港区虎ノ門2-2-5

独立行政法人国立印刷局人事労務部人事給与グループ

（受付担当）

電話： （直通）

E-Mail：

※ 職場からメールで提出する場合は、TeamWAREにより、受付担当宛てに送信してください。

7 認定又は不認定について

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を行います。
 - イ 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
 - ロ 応募者が、応募をした後に懲戒処分を受けた場合
 - ハ 応募者が、懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ニ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め

られる場合

(2) 認定又は不認定の通知

認定又は不認定（結果）の通知は、平成27年3月20日（金）までに、応募者に対して書面（認定通知書又は不認定通知書）の交付をもって行います。